

修繕設計書							
年 度	令和 8 年 度						
修 繕 場 所	明石市魚住町西岡500番地 明石市消防署魚住分署		修 繕 方 法 及 修 繕 期 限	請 負			
				契約締結の翌日より			
				令和 8 年 7 月 31 日 まで			
修 繕 名 称	明石市消防署魚住分署2階事務室空調設備更新修繕		支 払 い 方 法	前払金	無		
				部分払	無		
修 繕 概 要	1 空調機（床置形）取替 1 式						
設 計 金 額	円	消費税相当額	円	当初請負金額	円	消費税相当額	円

[illegible][illegible]

直接工事費

内 訳 明 細 表

第0001号内訳表

名 称	規 格	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
空調機機材費		1	式			工種 第0001号明細表
搬出入費	2 t ユニック（回送費含む）	1	日			
既設機器撤去	フロンガス回収 マニフェスト作成 共	1	式			既設機器 ダイキン FVP112AL
室内機据付、接続	リモコン設置 共	1	式			
室外機据付、接続	耐圧テスト、真空引き 共	1	式			
アスベストみなし工事費	有資格者による立会調査、書類提出 有資格者による穴あけアンカー打設作業 振動ドリル等の規格品使用	1	式			
合 計		1	式			

空調機機材費

工 種 明 細 表

工種 第0001号明細表

名 称	規 格	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
事務所用パッケージエアコン	スリムER床置形 PSZ-ERMP140K6（同等品可）	1	組			
被覆銅管	ペアコイル（保温材厚10mm仕様） 9.5φ 15.9φ	10	m			
ドレン管	ドレン管（断熱ドレンホース、 ドレンパイプ）及びその他附属品	1	式			2m程度
制御線	（室内機～室外機） EM-EEF2.0mm-3c	10	m			
室内機用木台		1	個			
室外機用架台	コンクリートベース NBM-500（H100）（同等品可）	2	個			
雑材消耗品及び工具損料		1	式			
合 計		1	式			

明石市消防署魚住分署 2 階事務室空調設備更新修繕特記仕様書

1 目的

魚住分署事務室系統の空調機設備は、長期使用に伴い経年劣化が著しく、メーカーによる交換部品の在庫が無くなっていることから、部品供給や修理が困難になっているため更新を行い、適正な温度コントロールを可能にし、良好な設備環境・作業環境の維持を目的とするものである。

2 修繕場所

明石市魚住町西岡 500 番地 明石市消防署魚住分署

建築年月日：昭和 44 年 4 月

※ 庁舎・車庫増築：昭和 56 年 3 月（本修繕対象）

事務所（受付）増築：平成 8 年 3 月

※ 平成 2 年度、平成 26 年度に外壁改修有り

3 修繕期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 7 月 31 日まで

4 修繕概要

- (1) 空調機撤去・新設（室外機撤去時は屋上防水を損傷させないように注意すること）
- (2) 冷媒配管、ドレン配管、渡り配線撤去・新設
- (3) 電源線撤去・新設
- (4) 試運転調整

「取替機器（参考）施工および各材料」

機器設備設置

項目	仕様	数量	単位
事務所用 パッケージエアコン	スリム ER 床置形 型式：PSZ-ERMP140K6（同等品可）	1	組
	冷房能力：12.5 kW		
	暖房能力：14.0 kW		
	室内機型式：PS-RP140KA22		
	室外機型式：PUZ-ERMP140LA16		

施工および各材料

項目	仕様	数量	単位
被覆銅管	ペアコイル（保温材厚 10 mm 仕様） 9.5φ 15.9φ	10	m
ドレン管	ドレン管（断熱ドレンホース及びドレンパイプ）及びその他附属品	1	式
制御線	（室内機～室外機）EM-EEF2.0 mm-3c	10	m

室内機用木台		1	個
室外機用架台	コンクリートベース NBM-500 (H100) (同等品可)	2	個
雑材消耗品及び工具損料		1	式
搬出入費	2 t ユニック (回送費含む)	1	日
既設機器撤去	フロンガス回収、マニフェスト作成 共	1	式
室内機据付、接続	リモコン設置 共	1	式
室外機据付、接続	耐圧テスト、真空引き 共	1	式
アスベストみなし工事費	有資格者による立会調査、書類提出 有資格者による穴あけアンカー打設作業 振動ドリル等の規格品使用	1	式

5 施工条件

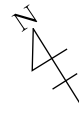
- (1) 本修繕を施工するにあたっては、施工日時、施工時間、施工方法等を事前に担当職員と十分協議し、承諾を得て実施すること。
また、土・日・祝日については、原則として業務は実施しないものとする。
- (2) 施設の性質上、作業中に騒音や振動の発生する作業等が制約される事があるため、事前に担当職員と打ち合わせを行い実施すること。
- (3) 現場及び作業員の安全管理並びに施設利用者への安全については十分に注意して作業を行うこと。
- (4) 本修繕中は、必要な養生を行い、建物等に損害を与える恐れのある場合は保護養生の措置を講じなければならない。
- (5) アスベストの対応にあつては、関連法規等を遵守して対応し、書面及び目視による事前調査を実施し、必要な届出及び報告等は受注者の責任で実施すること。また、事前調査に基づく飛散防止措置を徹底すること。なお、飛散防止措置は「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」に準じて実施すること。事前調査及び修繕対応においては、適正な資格を有する者を配置し、資格を有することを確認できる資格証・免状の写し等を提出すること。

6 一般事項

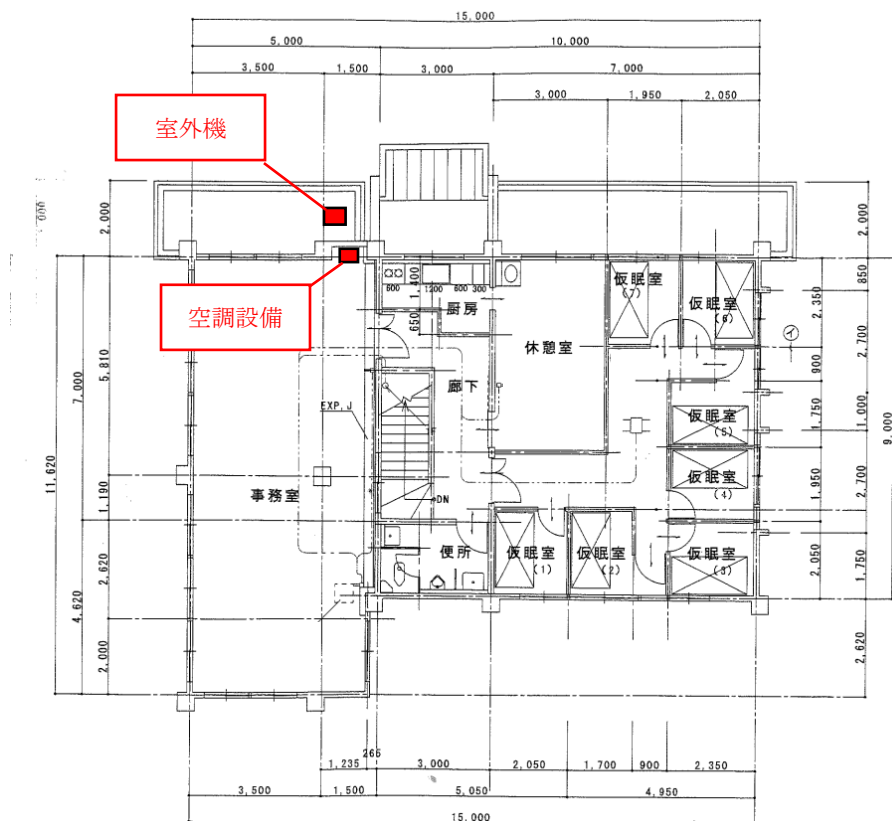
- (1) 更新する機器は全て新品とし日本工業規格 (JIS) 等に定められているものはこれらの規格品を使用すること。
- (2) 調達対象物品の搬入、設置及び旧物品の廃棄処分に関しては、すべて受注者が行い、産業廃棄物は関係法規等を遵守し適正処理を行うこと。
- (3) 本修繕は仕様書によるほか、その他関係法規に基づき実施すること。
- (4) 本修繕の遂行上、諸手続き等が生じた場合は、費用を含めすべて受注者がこれを代行すること。
- (5) この仕様書に定めない事項については、その都度、消防局と受注者とが協議して取り決めるものとする。

(1) 1 階平面図

(1) 1 階平面図

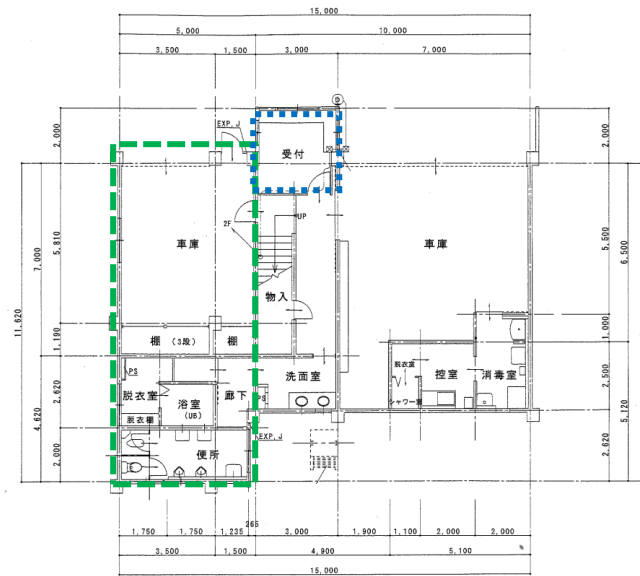


(2) 2 階平面図

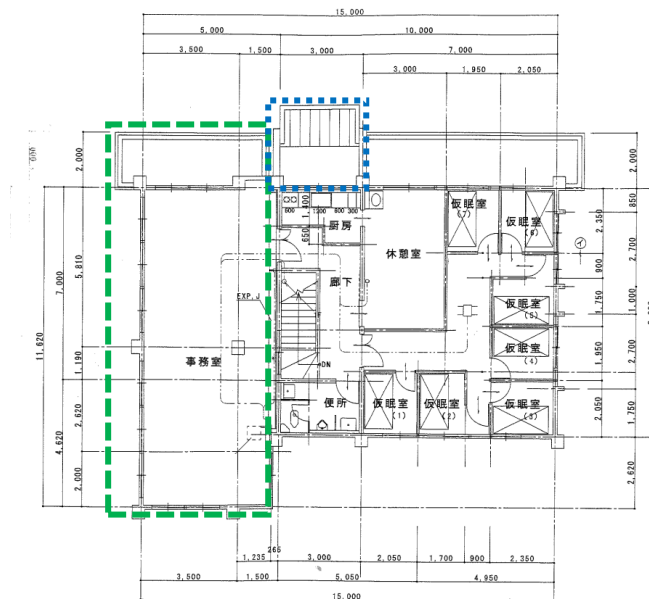


8 参考図面（増築部分）

(1) 1階平面図



(2) 2階平面図

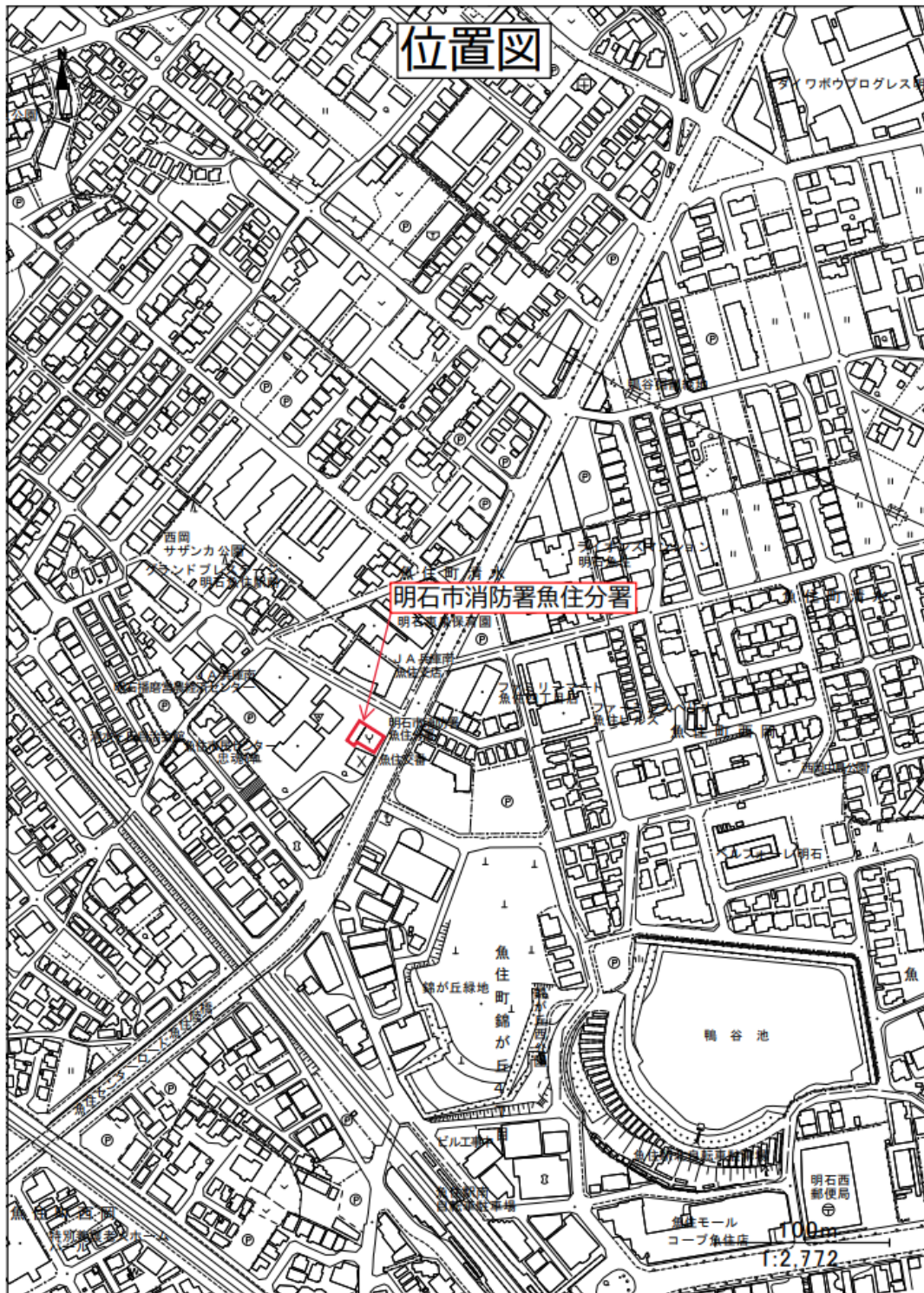


○ 増築改修部

昭和 56 年増築改修部： 

平成 8 年増築改修部： 

9 位置図



10 既存空調機写真


屋内空調設備


空調設備左側（南東側）


空調設備右側（北西側）


屋外室外機


室外機配管


室外機配管壁側

修繕共通仕様書

第1章 総 則

1 本仕様書の適用

- (1) 本仕様書は、明石市消防局が発注する修繕に適用する。但し、特別な仕様については「特記仕様書」に従い施工するものとする。

2 費用の負担

- (1) 業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

3 法令等の遵守

- (1) 受注者は、業務の実施に当たり関連する法令等を遵守し、必要な届け出・手続き等はあらかじめ消防局係員と協議の上、受注者が代行するとともに、忠実に誠意をもって迅速に施工し、全て受注者の責任施工とする。

4 提出書類

- (1) 受注者は、業務の着工及び完成に当たって明石市の契約約款に定めるものの他、下記の書類を提出しなければならない。但し、消防局係員が必要でないと認めた場合はこのかぎりではない。

① 着工届	1 部	A 4 版
② 工程表	3 部	サイズについては消防局係員と協議のこと。
③ 業務責任者届	1 部	A 4 版
④ 経歴書・資格者の写し	1 部	A 4 版
⑤ 修繕費内訳書	1 部	A 4 版
⑥ 施工計画書	1 部	A 4 版
⑦ 有資格一覧表（免許の写しを含む）	1 部	A 4 版
⑧ 完成届	1 部	A 4 版

尚、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けるものとする。

5 業務責任者

- (1) 受注者は、業務責任者をもって秩序正しく業務を行わせると共に、高度な技術を要する部門については相当の経験を有する技術者を配置し、施工の全般にわたり技術的監理を行わなければならない。

6 工程管理

- (1) 受注者は、工程に変更が生じた場合には速やかに工程表を再提出し、協議しなければならない。

7 品質

- (1) 機器・材料等の製作・据付においては、消防施設で使用する設備の使用目的を発揮できることを最優先とし、いかなる場合も機能を発揮できるまで受注者の責務をもって対処すること。

8 検査

- (1) 業務責任者は、完成検査及びその他検査には立ち会わなければならない。
(2) 受注者は、各工程ごとに消防局係員の検査を受け、合格しなければならない。
(3) 中間確認は、完成後外部から検査できない箇所について実施する。
(4) 受注者は、完成検査において不合格を指摘された箇所は、手直しを行わなければならない。

9 関係官公庁との協議

- (1) 受注者は、関係官公庁との協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当たり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

10 証明書の交付

- (1) 必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

11 疑義の解釈

- (1) 受注者は、事前に設計図書等を十分確認したうえで、入札に応じること。また、落札決定後の異議については一切認めないものとする。もし、修繕内容等に疑義のあるときは入札前に解決し、落札後は消防局係員の解釈に従うこと。

第2章 図書の提出

1 提出書類

- (1) 受注者は、下記書類を提出し、消防局係員の承認を得ること。但し、消防局係員が必要でない
と認めた場合はこのかぎりでない。

① 承認図	3部	サイズについては消防局係員と協議のこと。
② 修繕日報	1部	A4版
③ 主要資材メーカーリスト及び材料試験表	1部	A4版
④ 緊急連絡網	1部	A4版
⑤ 完成図書	2部	A4版
⑥ 修繕写真（カラーコピー）	1部	
⑦ 各保証書	2部	（完成図書に収納（1部コピーでも可））
⑧ 各仕様書・カタログ・取扱説明書	2部	A4版
⑨ 納品書	2部	（完成図書に収納（1部コピー））

第3章 一般事項

1 施工管理

- (1) 業務責任者は、常に修繕現場に常駐し、消防局係員の指示を受け、施工管理・材料機器等の保管及び現場作業員の指導等、修繕に関する一切の事項を処理すること。
- (2) 既設撤去物については、消防局係員の指示のもと、場外適正処分又は指定場所に整理整頓すること。

2 損傷部補修

- (1) 本修繕施工に際し、建造物・機器等を損傷しないように充分注意すること。
- (2) 万一損傷した場合は、消防局係員の指示に従い、同程度の資材をもって速やかに原形復旧すること。

3 災害事故防止

- (1) 修繕箇所は消防局内であるため、現場作業員等の災害事故防止対策に万全を期すほか、労働基準法・労働安全衛生法等の作業保安規定に違反せぬよう努めること。
- (2) 修繕災害及び第三者に対する災害等が発生した場合は、全て受注者の責において処理すること。

4 廃棄物処理

- (1) 本業務において発生した廃棄物については、法の定めるところにより、適正に運搬・処分すること。
- (2) 廃棄物の運搬・処分に要する費用は、全て受注者が負担するものとする。
- (3) 廃棄物の運搬・処分に關しては、引き取り業者の産業廃棄物収集運搬業許可証の写し、産業廃棄物処分業許可証の写しを提出すること（原則、兵庫県とする）。
- (4) 廃棄物の処分に關し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を管理票交付の日から90日以内、もしくは当該年度3月31日までの内、短い期間の方で排出事業者に当該管理票の写しを送付しなければならない。

5 保証期間

- (1) 保証期間は、完成後1年間とする。

6 その他

- (1) 本業務に直接使用する電力・用水等は無償支給する。
- (2) 本業務完了に際し、消防局係員の指示に従い、整理整頓・後片付け等の清掃を行うこと。
- (3) 明石市のすすめる環境マネジメントシステムの実施・維持に協力し、省エネ・省資源・廃棄物の減量・リサイクルの推進等により環境負荷の低減を図ること。
- (4) 報告書・完成図書等のフォームについては、原則下記のとおりとするが、消防局係員が必要でないと認めた場合はこのかぎりでない。

背表紙	表紙
令和□□年度	令和□□年度
○	
○	
修	△△修繕 完成図書
繕	
完	
成	
図	
書	
受注者名	受注者名

以上のとおり本仕様書は、本業務の基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項についても、目的達成のために必要な事項又は業務の性質上必要と思われるものについては、契約金額の範囲内に限り受注者はその責任において遂行しなければならない。